

スポーツ補償制度のご案内（2025年度）

* スポーツ補償制度は、損害保険ジャパン株式会社の「団体傷害総合保険・行事参加者補償制度費用保険特約」「施設所有(管理)者賠償責任保険」により運営しております。

スポーツサ補償制度は、スポーツ教室参加における様々なリスクに備える制度です。本制度は、災害補償制度と賠償金補償制度の2つで構成されます。災害補償制度は、スポーツ教室参加中に参加者が、日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故でケガをしてしまった場合に保険金をお支払いいたします。賠償金補償制度は、スポーツ教室参加者等が第三者への法律上の賠償責任を負った場合の賠償金を補償するものです。

災害補償制度とは ～主催者としての気遣いとして～

補償内容

スポーツ教室に参加される皆様が、教室に参加中または実施施設までの往復途中に急激で偶然な外来のケガをされた場合に保険金をお支払いいたします。
※身体外部からの有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に生じる中毒症状を含みます。

なお、本制度はスポーツサポートを契約者とする保険により運営しております(引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社)。

想定事故例

- ・会員がスポーツ教室に参加中、転んでケガをしてしまった。
- ・会員がスポーツ教室に参加中、炎天下だったため熱中症で倒れてしまった。
- ・会員が自転車に乗ってスポーツ教室に来る途中、交通事故に遭いケガをしてしまった。

補償金の金額

※入院・通院について治療日数の1日目から補償されます。

※入・通院見舞金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日あたりの定額保険が支払われます。

補償金の種類	見舞金額	見舞金をお支払する場合
災害死亡保険金	1,000万円	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に会員が死亡した場合にお支払します。
後遺障害保険金	最高1,000万円	補償適用のケガをした日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合にお支払します。その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払します。
入院保険金 (日額)	4,000円	補償適用のケガの治療のために入院した場合。補償適用のケガが生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
手術保険金 (基礎額)	4,000円	入院保険金を支払われる場合で、補償制度のケガが生じた日からその日を含めて180日以内に、補償制度のケガの治療のために所定の手術を受けた場合。手術保険金(基礎額)に入院中の場合 > 10倍 < 外来の場合 > 5倍を乗じた額とします(ただし、1回の事故につき1回の手術に限りです)。
通院保険金 (日額)	1,000円	補償適用のケガの治療のために通院した場合。補償適用のケガが生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して90日を限度とします(ただし、180日を経過した以降の通院は補償対象となりません)

賠償金補償制度とは ～施設所有(管理)者としての責任として～

補償内容

スポーツ教室に参加される皆様が、その活動に起因して第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の賠償責任が生じた場合、保険金をお支払いする制度です。

万が一下記のような事故を起こしてしまった際は、速やかに事務局までお申し出ください。

なお、本制度は **スポーツサポート**を契約者、被保険者とする保険により運営しております。

(引

受保険会社:損害保険ジャパン株式会社)

想定事故例

- ・会員がスポーツ教室に参加中、ボールが道路に出てしまい駐車してあった車に傷をつけてしまった。

補償内容	支払限度額
対人賠償	被害者 1名につき 1億円 1事故につき 5億円 免責金額 なし
対物賠償	1事故につき 1億円 免責金額 なし ※管理財部特約 免責5,000円)

スポーツ補償制度

見舞金をお支払いする場合			見舞金をお支払いできない主な場合
災害補償制度	対象となる損害	スポーツ教室に参加される皆様、教室に参加中または実施施設までの往復途上に急激で偶然な外来のケガをされた場合にお支払します。	下記のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。 ①会員の故意・重過失 ②会員の自殺行為・闘争行為・犯罪行為 ③会員の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用 ④会員の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ⑤戦争・暴動など ⑥野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグッド病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ⑦成長痛、加齢に伴う物（整形性膝関節症、変形性腰椎症など）など ⑧むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
	災害死亡保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に会員が死亡した場合。	
	後遺障害保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、ケガをした日からその日を含めて180日以内に会員に後遺障害が生じた場合にお支払します。支払割合（最高100%）は、後遺障害の程度に応じて決定します。	
	入院保険金	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。	
	手術保険金	療養補償保険金（入院日額）が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合。＜入院中の場合＞10倍 ＜外来の場合＞5倍を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。	
	通院見舞金	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。	
賠償補償制度		スポーツ教室の運営管理や活動に起因して、第三者や会員の皆様の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険会社から下記保険金が支払われる制度です。 ①緊急措置費用 ②損害賠償金 ③損害防止・軽減費用 ④協力費用 ⑤求償権保全・行使費用 ⑥訴訟費用	故意/戦争、変乱、騒ぎよう、労働争議に起因する賠償責任/地震・噴火・洪水・津波に起因する賠償責任/被保険者の所有・使用・管理する財物の損害に対する賠償責任/給配水管・冷暖房装置等からの蒸気、水の漏出・いつ出による財物の損壊に起因する賠償責任/屋根・窓・扉等から入った雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任/自動車または施設外における車両の所有・使用・管理に起因する賠償責任

見舞金等のご請求は

事故が発生したときは、ただちに NPO法人スポーツコミュニティ 久喜までご連絡下さい。
※事故発生の日からその日を含めて**30日以内**にご通知がない場合は、保険金をお支払できない場合がございますので、ご注意ください。
※賠償事故に係る示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

NPO法人スポーツコミュニティ久喜
〒346-0013 住所 埼玉県久喜市青葉3-10-1
TEL : 0480-53-5539
火～土 10:00～16:00 (土祝日・臨時休業日を除く)

【取扱代理店】

東京商事株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-4 新日本ビル赤坂3F
Tel : 03-3588-1141 FAX : 03-3588-1145
E-mail : k.kiyama@tokyoshoji.co.jp

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 東東京第二支社

〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10
損保ジャパン日本橋ビル3F
Tel: 03-3231-4115 (代)